

電気関係業に従事される皆さまには、「電気事業法」をはじめ、「消防法」「建築基準法」「労働安全衛生法」「省エネルギー法」に定められた電気関係条項を十分理解し、遵守することが求められています。

本講習会では、中国四国産業保安監督部をはじめとする関係諸官庁・機関のご支援・ご協力をいただき、**電気関係業務に必要とされる電気関連諸法規のポイント**について、最新の情報を交え、分かりやすく、かつ詳細に解説します。

＜対象者＞

電気設備の設計、施工、保守管理に従事者されている方

電気技術者には、電気関係法規の十分な理解、ならびにより安全で合理的な設計・工事・保守管理が求められています。



【実施例】

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ○「電気事業法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・電気保安法令体系 ・電気事業法等における保安規制 ・最近の保安行政 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「建築基準法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法とは、 ・建築基準法の基礎知識 ・近年の建築基準法の動き 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「労働安全衛生法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害の状況 ・労働安全衛生法令の体系 ・安全衛生管理体制 ・電気関係法令 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「消防法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・消防法の概要 ・消防用設備等の規制 ・火気設備等の規制 ・近年の火災事例と法改正 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「省エネルギー法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー法の概要 ・法改正の概要 ・省エネルギー各種施策 ・省エネルギー支援施策(補助金等) 	

(注)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3カ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>